

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 7 年 3 月 27 日

条例第 9 号

(浅口市税条例の一部改正)

第 1 条 浅口市税条例(平成18年浅口市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第36条の 2 第10項中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。

第63条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第 2 項第 2 号及び第139条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。

第149条第 1 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(浅口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 浅口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年浅口市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第15項」に改める。

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年浅口市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(浅口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第 4 条 浅口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 3 年浅口市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(浅口市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 5 条 浅口市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年浅口市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第10項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項の表第38条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。